

令和8年5月29日

第36回総会議事録

長岡市農業委員会

第 36 回総会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 5 月 29 日（金曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 6 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 7 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第 8 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 9 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 10 号 農用地利用集積等促進計画案について
議案第 11 号 令和 7 年度最適化活動の点検・評価について
 - 日程第 3 報告第 2 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (19名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (4名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 五十嵐 幸子、事務局次長 井上 靖司、農地係長 鷺尾 圭太、
振興農政係長 中村 久夫、主査 平澤 秀康、主事 田中 菜々子

開 会（午後 2 時 00 分）

五十嵐事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 皆さん、ごめんください。春作業もある程度一段落したのでないかと思っておりますけれども、栃尾から来るとき、まだ大分植えていないところも見えるなどと思って見てきましたけれども、もう少しで春作業も終わるかなと思っておりますけれども、今日またお忙しい中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

それでは、これより第 36 回総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

五十嵐事務局長 欠席届が議席番号 15 番、西巻郁夫委員、17 番、馬場義昭委員、19 番、

坂詰隆委員、20番、中野明美委員から提出されております。出席委員は現員23名中19名であり、長岡市農業委員会会議規則第6条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について
議長 それでは、日程第1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号3番、菰澤哲也委員、4番、櫻井正広委員を指名いたします。
- 日程第 2 議案第6号 農地法第3条の許可申請について
議長 日程第2、議案第6号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
鷲尾係長 ご説明申し上げます。
議案書の3から4ページをご覧ください。
今月の3条許可申請は9件でございます。
1番から5番は売買による所有権移転、6番から9番は贈与による所有権移転であります。
担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。
農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長 それでは、これより審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
議案第6号 農地法第3条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第7号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長 議案第7号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鷲尾係長 ご説明申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、長岡地域1件、中之島地域1件の計2件でございます。

1番、十日町の田について、砂利採取場の運搬路として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび面積の変更及び転用目的を砂利採取用地に変更し、令和9年10月17日まで期間を短縮するものであります。

なお、この案件は後ほど説明する農地法第5条許可申請の4番とも関連しております。

2番、大口の畑について、一般住宅建築敷地として転用する許可を受けていた案件ですが、このたび事業者を変更し、工事期間を令和6年8月10日から12月25日までだったものを令和8年6月1日から9月30日までに変更するものであります。

なお、この案件は後ほど説明する農地法第4条許可申請の1番とも関連しております。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第7号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第8号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第8号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。

鷲尾係長

事務局の説明を求めます。

ご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

今月の第4条許可申請は、中之島地域1件、与板地域1件の計2件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、地域事務所において5月21日までに現地確認を実施しております。

1番、大口の畑について、先ほど説明した事業計画変更承認申請の2番と関連しておりますが、一般住宅建築敷地として利用するものです。工期は、令和8年6月1日から9月30日までの計画です。申請地は、大口地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が一般住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

2番、与板町広野の畑について、庭敷地として利用するものです。議案資料11ページに経過説明を掲載しております。申請地は、与板町広野地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、評価できるものであります。

なお、この案件は後ほど説明する農地法第5条許可申請の2番とも関連しております。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第8号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第9号 農地法第5条の許可申請について

議長 続いて、議案第9号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鷲尾係長

ご説明申し上げます。

議案書の10ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域2件、与板地域1件、越路地域1件の計4件でございます。

1番、福道町の田について、通路敷地として利用するために売買による所有権の移転をするものです。工期は、令和8年6月10日から令和10年12月31日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用面積が隣接する土地と一体として同一事業の目的に供するために行う事業面積の3分の1を超えないものであるため、例外的に許可できるものであります。

また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

2番、与板町広野の畑について、先ほど説明した農地法第4条許可申請の2番と関連しておりますが、庭及び農業用倉庫建築敷地として利用するために売買による所有権の移転をするものです。議案資料12ページに経過説明を掲載しております。申請地は、与板町広野地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

3番、浦の畑について、米穀乾燥調製施設建築敷地として利用するために売買による所有権の移転をするものです。工期は、許可日から令和8年9月30日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。

4番、十日町の田について、先ほどご説明した事業計画変更承認申請の1番と関連しておりますが、砂利採取用地として利用するために賃借

権の設定をするものです。工期は、令和8年6月18日から令和9年10月17日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、砂利採取に必要な施設の建設であり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

本田栄一委員 13番、本田です。ちょっと質問させてもらいたいと思います。

 4条も5条も内容は同じかと思うのですが、開発許可が要りますよという注意書きが書いてある部分があります。以前もそういうのを何回か見ておるのですが、この開発許可が要るよというものについては、例えば農業委員会で審議されたこの案件が議決しても、開発許可のほうに行ったところ駄目だよと、こういうこともあり得るのでしょうか。また、過去にはそういった不可になったという事例はあるのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

鷲尾係長 そうならないよう総会の前に開発部局との調整というのをしていただき、そうならないように事務的な調整をさせていただいています。過去にそういったものはないというふうに私のほうでは記憶しています。

本田栄一委員 事前に協議された上でこの農業委員会のほうに提案されているわけですね。

鷲尾係長 そのとおりです。

本田栄一委員 それで、ちょっとこの開発許可についてのお話を聞きたいのですが、ではここに提案されるものについては全部もう調整済みで、開発課のほうも了解と、こういうふうに解釈していいのですか。

鷲尾係長 そうなります。事前に調整をさせていただいています。

本田栄一委員 農地区分の中で2種とか3種とかいろいろあるわけですが、その農地については小さい農地が多いのです。例えば市街化調整区域の中でも四、五十的な、そういった区域が多々あるかと思うのです。それについて、農地としての利用度がすごく低い、例えば宅地化、住宅造りたいと、こういった場合、農業委員会のほうと開発課の許可がどうしても必要になってくるわけですね。その辺、大農家はやはりそういう小さな農地で

なくて大きい農地を求めてくるわけですね。それで、そういった農地については本当に所有者としては、耕作者も大変不便で困るのです。そういう観点から、農業委員会としてもそういう土地についてはもう少し縛りを緩めてもらって、開発課のほうに進言してもらえないかと。これは要望でございます。

議長 一応要望ということで、そうしてもらえともう少しスムーズに進むということですがけれども、今の開発許可の件についてはよろしいですか。

本田栄一委員 諸橋会長さんからその辺特に開発課の調整をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、採決に入りますけれども、よろしいでしょうか。

議案第9号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第10号 農用地利用集積等促進計画案について

議長 議案第10号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

議案書の13ページの内訳表をご覧ください。

最初に、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく所有権の移転で、このたびは3件の申出がありました。いずれも農地中間管理事業の各要件を満たす売買です。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定(公社借入)分について、このたびは191件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が149件、使用貸借権設定が42件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定(公社貸付)分については、今

ほどの公社借入分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは66件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が51件、使用貸借権設定が15件となっています。

なお、公社借入と公社貸付の筆数が一致していないのは、相続放棄等により所有者不明となった農地を新潟県農林公社が県知事より裁定を受けて新たな耕作者に貸し付ける筆が4筆あったためです。該当する筆は、議案書の55ページ、番号65番から66番となっています。

続いて、農地中間管理事業において、新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用集積計画等のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用貸借権の移転をするものです。このたびは41件の申出があり、内容については賃借権の移転が38件、使用貸借権の移転が3件となっています。

なお、詳細内容については、議案書の15ページから63ページにて確認をお願いします。

以上、計301件の申出につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第10号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第11号 令和7年度最適化活動の点検・評価について

議長 議案第11号 令和7年度最適化活動の点検・評価についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

この令和7年度最適化活動の点検・評価については、農林水産省経営

局長通知に基づき、農業委員会全体の実績と各委員の活動、成果実績及び各委員から提出された自己点検、評価の結果をまとめたものです。

別に配付しました農業委員会の最適化活動の点検・評価と書かれた表をご覧ください。まず最初に、この資料の訂正をお願いいたします。表の一番左上の数字が入っています前年度末の集積率、今一番左上の数字が69.7と入っていますが、こちらを68.9に訂正をお願いいたします。この表は、長岡市農業委員会全体の令和7年度の最適化活動の実績をまとめたものとなっています。

最初に、1、最適化活動の成果目標の（1）、農地集積の実績については、72.4%の目標のところ、69.3%の集積率となりました。

次に、（2）、遊休農地の解消については、0.4ヘクタールの目標のところ、0.7ヘクタールの解消となっております。

次に、新規参入の促進については、新規参入者に任せてもよいと同意の取れた農地面積をまとめたものとなり、目標が60ヘクタールのところ、実績が0.1ヘクタールとなりました。

次に、2、最適化活動の活動目標の（1）、推進委員等が最適化活動を行う日数については、月当たり10日の目標のところ、実績は月当たり5.7日となりました。

次に、（2）、活動強化月間は3か月の目標のところ、実績が3か月、（3）、新規参入相談会への参加については、マッチングフェアに参加いただいたことでそれぞれ目標を達成しました。

次に、3、点検・評価結果についてですが、これは各目標の達成度合いが点数化され、点数に応じて結果が入力されるものとなっています。農業委員会全体の評価は「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となり、推進委員等の評価結果は「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」の割合が多い結果となりました。これは、長岡市全体としては遊休農地の解消が目標を超えて達成されたこと、各委員の評価結果は農地集積や活動日数で目標に達しなかった地域が多かったことによるものです。

次に、議案書の65ページの推進委員等の最適化活動の点検・評価のページをご覧ください。今ほど説明した市全体の評価と各委員の実績及び自己点検、評価を踏まえ、記載のとおりを総会意見として各委員の点検・評価シートの総会で出された意見の欄に印字するものです。近

日中に各委員の活動日数の実績、各地域別の農地集積、遊休農地解消実績等を記載した点検・評価シートを郵送しますので、お手元に届きましたらご確認いただきたいと思います。

また、委員個人の点検、評価とは別に、令和7年度の長岡市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況については、6月末までに取りまとめて市のホームページに公表する予定です。

以上で令和7年度最適化活動の点検・評価についての説明に代えさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第11号 令和7年度最適化活動の点検・評価についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

報告第2号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第2号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

鷲尾係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について1件を67ページに、5条の届出について14件を68から71ページに、認定農業者が行う農業用施設設置の申入れについて2件を72ページに、18条合意解約について2件を73ページに、利用権の解約について76件を74から86ページに、中間管理権の解約について43件を87から94ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これもちまして第36回総会を閉会いたします。

閉 会（午後 2 時28分）

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和8年5月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名															
1	出	佐藤 佑美	13	出	本田 栄一															
2	出	土田 米藏	14	出	駒野 亜由美															
3	出	葦澤 哲也	15	欠	西巻 郁夫															
4	出	櫻井 正広	16	出	千野 俊輔															
5	出	若井 泰志	17	欠	馬場 義昭															
6	出	諸橋 昇一	18	出	安達 隆幸															
7	出	馬場 陽子	19	欠	坂詰 隆															
8	出	青柳 久雄	20	出	多田 好一															
9	出	長谷川 惣市	21	出	鳥羽 若一															
10	出	岩本 一男	22	出	伊丹 なつい															
11	—		23	出	佐藤 辰也															
12	出	渡邊 義浩	24	欠	中野 明美															
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">出席委員</td> <td style="width: 5%; vertical-align: top;">人</td> <td style="width: 40%; text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">19</td> <td style="width: 5%; vertical-align: top;">人</td> <td style="width: 35%; vertical-align: top;">議事録署名委員</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">欠席委員</td> <td style="vertical-align: top;">人</td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">4</td> <td style="vertical-align: top;">人</td> <td style="vertical-align: top;">葦澤 哲也 委員</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">計</td> <td style="vertical-align: top;"></td> <td style="text-align: center; border-bottom: 3px double black;">23</td> <td style="vertical-align: top;">人</td> <td style="vertical-align: top;">櫻井 正広 委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	19	人	議事録署名委員	欠席委員	人	4	人	葦澤 哲也 委員	計		23	人	櫻井 正広 委員
出席委員	人	19	人	議事録署名委員																
欠席委員	人	4	人	葦澤 哲也 委員																
計		23	人	櫻井 正広 委員																